

行政処分の内容

1 対象事業所

- (1)事業種別 居宅介護支援事業所
- (2)事業所名 鹿野町居宅介護支援事業所
- (3)所在地 鳥取県鳥取市鹿野町今市651番地1
- (4)事業所番号 3170101152

2 指定効力停止の範囲

指定居宅介護支援事業所に対する指定の一部効力停止6か月
(新規利用者受入れ停止及び介護報酬請求7割の制限)

3 指定効力停止の期間

令和5年12月7日から令和6年6月6日

4 指定効力停止の理由

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号)に定める義務を行っていない状態で、運営基準減算に該当する状態にもかかわらず、減算しないまま介護報酬を不正に請求し受領した。また運営基準減算に該当するにもかかわらず、特定事業所加算Ⅱを不正に請求した。このことは、介護保険法第84条第1項第6号(指定の取消し等)に該当する。

※「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に定める業務を行っていない内容

・居宅サービス計画作成に際して必要な業務であるモニタリングの記録を実施していなかった等

(不正請求の期間:令和3年10月から令和5年9月まで)